

オーストリア

商標法

BGBI.No.260/1970

2001年改正(BGBI.I No.143)

目次

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条 [削除 ; 連邦法律公報(以下「BGBI」と表記する。)I No.111/1999]

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条 [削除 ; BGBI.No.350/1977]

第 9 条

第 10 条

第 10a 条

第 10b 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条 [削除 ; BGBI.No.350/1977]

第 II 章 商標の登録, 移転及び取消

1. 登録

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 21a 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

2. 登録簿における変更

第 28 条

3. 取消

第 29 条

第 30 条

第 30a 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 33a 条

第 33b 条

第 33c 条

第 34 条

4. 所管当局及び手続

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条 - 第 49 条 [削除 ; BGBl .No.350/1977]

第 50 条

第 III 章 商標権侵害に対する民事法上の請求

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 IV 章 処罰することができる標識侵害

第 60 条

第 60a 条

第 60b 条

第 60c 条

第 V 章 代理人

第 61 条

第 61a 条

第 VI 章 団体標章

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 VII 章 地理的表示及び原産地呼称であって、1997 年 7 月 13 日の(EC)規則第 1068/97 号、官報(ABI.)No.L156、page 10、によって改正された、農産物及び食品に係わる地理的表示及び原産地呼称の保護に関する 1992 年 7 月 14 日の(EEC)規則第 2081/92 号、ABI.No.L208、page 1、の規定によるもの

第 68 条

第 68a 条

第 68b 条

第 68c 条

第 68d 条

第 68e 条

第 68f 条

第 68g 条

第 68h 条

第 68i 条

第 68j 条

第 VIII 章 共同体商標

第 69 条

第 69a 条

第 69b 条

第 69c 条

第 69d 条

第 IX 章 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書による商標

第 70 条

第 X 章 無資格代理業務の禁止

第 71 条

第 XI 章 特別手数料

第 72 条

第 XII 章 経過規定

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 XIII 章 最終規定

第 78 条

第 79 条

第 80 条
第 81 条
第 82 条

第1章 総則

第1条

商標は、視覚的に表示することができる全ての標識、特に、人名を含む単語、図、文字、数字、商品又はその包装の形状によって構成することができる。ただし、その標識が1の事業の商品又はサービスと他の事業の商品又はサービスを識別する能力を有していることを条件とする。

第2条

- (1) 商標権を取得するためには、商標を商標登録簿に登録しなければならない。
- (2) 本連邦法(以下単に「本法」と表記する。)を、政府間協定に基づいて、オーストリア領域を対象として取得された商標権に準用する。それらの商標については、更に、法律を遵守しているか否かも審査する(第20条)。
- (3) ウルグアイ・ラウンドの枠組において締結された協定を実施するための(EC)規則第3288/94号、1994年12月31日のABI.(官報)No.L349、p.83、によって改正された共同体商標に関する規則第40/94号、1994年1月14日のABI.No.L11、p.1、に基づいて取得される商標権は、商標事項に関する共同体の法令規定に別段の定めがない限り、本法に基づいて取得された商標権と同等とする。さらに、第VIII章の規定を適用する。

第3条 [削除 ; 連邦法律公報(以下「BGBl」と表記する。)I No.111/1999]

第4条

- (1) 次に掲げる標識は、登録を受けることができない。
 1. 次に掲げる内容のみをもって構成されているもの
 - (a) 国の紋章、国旗若しくはそれ以外の国章、又はオーストリア地方公共団体の紋章
 - (b) 公的な検査用又は保証用の標識であって、オーストリアにおいて、又はBGBlに発表される告示(第6条(2))によって定められる外国において、商標の使用予定対象と同一の商品若しくはサービス又は類似の商品若しくはサービスについて使用されているもの
 - (c) 産業財産の保護に関するパリ同盟の加盟国が参加している国際機関の標識であって、BGBlに告示されているもの。告示に関しては、第6条(2)後段の規定を適用する。
 2. 第1条の規定による商標となり得ないもの
 3. 識別性を有していないもの
 4. 取引において、種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、又は商品若しくはサービスに係わるその他の特徴を指定するのに役立つ標識又は表示のみをもって構成されているもの
 5. 日常言語において、又は善良かつ確立した取引慣行において、商品又はサービスを識別表示するのに慣例的に使用されている標識又は表示のみをもって構成されているもの
 6. 商品の性質自体によって定まる形状、又は技術的效果を達成するために必要な商品の形状、又は商品にその本来の価値を与える形状のみをもって構成されているもの
 7. 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 8. 商品又はサービスの性質、品質又は原産地等に関し、公衆を欺く虞のある性質のもの
 9. 地理的表示であって、ぶどう酒を特定し、かつ、そこを原産地としていないぶどう酒を対

象としているもの、又は蒸留酒を特定し、かつ、そこを原産としていない蒸留酒を対象としているもの、を含んでいるか又はそれによって構成されているもの

(2) ただし、(1)3.、4.及び5.に該当する場合であっても、標識を使用した結果、その標識が出願前にオーストリアにおいて、関係業界内で識別性を獲得している場合は、登録を承認することができる。

第5条

商標が第4条(1)1.に掲げた表象又は標識の何れかを構成要素として含んでおり、その使用について法的制限が課せられている場合は、その表象又は標識を使用する権利が証明された後に限り、当該商標の登録を行う。

第6条

(1) 国の紋章、国旗、その他の国章若しくはオーストリア地方公共団体の紋章は、取引において権限無しに、商品若しくはサービスに係わる識別表示として、又は当該識別表示の構成要素として使用してはならず、また、権限を有する当事者の同意を得ることなく第4条1.(c)に掲げた標識も使用してはならない。同様に、検査又は保証用の標識は、その標識を交付する当局の事前の同意を得ることなしに、標識の使用対象である商品若しくはサービス又はそれに類似する商品若しくはサービスに係わる識別表示として、又は当該識別表示の構成要素として使用してはならない。

(2) 外国の国章又は公的な検査若しくは保証用の標識に対しては、(1)の規定は、政府間協定又は相互主義が存在し、かつ、前記の外国の標識をBGBlに告示している場合に限り、適用する。告示に前記標識に関する公的表示の複製が含まれていない場合は、公衆が当該複製を閲覧できる場所を記載するものとする。

(3) 禁止規定((1))に違反した者は、地方行政当局が218ユーロ以下の罰金又は1月以下の拘禁に処する。加重事由があるときは、両刑を併科することができる。

第7条

第4条(1)1.、第5条及び第6条の規定は、表象又は標識の公的表示に類似する表示に対しても適用する。第4条(1)1.に掲げた種類の表象及び標識であって、承認を得ているものは、それが他の同種の表象又は標識に類似している場合であっても、商標の構成要素とすることができる(第5条)、また、商品又はサービスの識別表示として使用することができる(第6条)。

第8条 [削除 ; BGBl.No.350/1977]

第9条

連邦経済大臣は、一定の商品について、その性質、特に危険性についての配慮から、又は経済上の理由により、その出所の確認を容易にするために必要な場合は、それらの商品は、法令によって定められた方式で登録商標を付した後に限り流通させることができる旨を命じることができる。

第 10 条

(1) 先の権利が維持されることを条件として、登録商標は、その所有者に対して、第三者が当該所有者の同意を得ることなく次に掲げる行為を業として行うことを防止する排他的権利を付与する。

1. その商標と同一の標識を、商標の登録に係わる商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用すること(第 10a 条)
2. 同一又は類似の商品又はサービスに使用されている商標と同一又は類似の標識を使用すること(第 10a 条)。ただし、この規定は、公衆にとって、当該標識がその商標と観念的に結合される可能性を含む混同の可能性が存在することを条件とする。

(2) 登録商標の所有者はまた、第三者が当該所有者の同意を得ることなく、商標と同一又は類似の標識を、商標の登録に係わる商品又はサービスに類似していない商品又はサービスについて業として使用(第 10a 条)することを防止する権利も有する。ただし、この規定は、その商標がオーストリアにおいて名声を有しており、また、前記の標識を使用することが、正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不正に利用するか又は毀損することを条件とする。先に出願された商標の名声は遅くとも、後の商標の登録出願日、又は後の商標の登録について主張する優先日又は先順位日、又は他の標識権が成立するときまでに存在していなければならない。

(3) 登録商標はその所有者に対し、第三者が次に掲げるものを業として使用することを禁止する権利を与えるものではない。

1. 第三者の氏名又は住所
 2. 商品又はサービスの種類、品質、用途、価格、原産地、又は商品製造若しくはサービス提供の時期、又は商品若しくはサービスのその他の特徴に係わる表示
 3. 商標であるが、商品、特に付属部品又は代替部品として使用される商品又はサービスに関する用途を表示するために必要とされるもの
- ただし、第三者が工業又は商業における善良な慣行に従って使用することを条件とする。

第 10a 条

次に掲げる行為は特に、商品又はサービスの識別表示としての標識の使用とみなす。

1. 標識を商品、商品の包装、又は提供し若しくは提供の予定があるサービスに関する物品に付すこと
2. 標識を付して、商品の販売を申出し、商品を流通させ、若しくはその目的のために保有すること、又は標識を付して、サービスを提供する申出をし、若しくはサービスを提供すること
3. 標識を付して、商品を輸入又は輸出すること
4. 標識を営業用書類、広告又は宣伝において使用すること

第 10b 条

(1) 商標はその所有者に対し、当該所有者により又はその同意を得て、その商標を付して欧州経済地域(EEA)の市場に出された商品に関連して、第三者が当該商標を使用することを禁止する権利を与えるものではない。

(2) (1)の規定は、商品が市場に出された後、その状態が変化又は劣化している場合等、商標

所有者にとって流通の継続に反対する正当な理由があるときは、適用しないものとする。

第 11 条

(1) 商標は、企業の所有権の変更とは別に、その登録に係わる商品又はサービスの全部又は一部について移転することができる。商標権が企業の財産である場合において、企業全体についての所有権の変更があったときは、その商標権は、別段の定めがあるときを除き、(ライセンスが付与されている場合は)ライセンス権と共に新たな所有者に付与されるものとする。

(2) 移転申請書又は個々の提出書類から、商標の移転が原因となって、特に商品又はサービスの種類、品質、又は原産地について公衆に誤認を生じさせる虞があることが明らかなきときは、移転登録申請は却下される。ただし、権原の承継人が誤認の虞を解消するために商品又はサービスの一覧を減縮することに同意したときは、この限りでない。

(3) 商標の移転が登録されていない限り、登録から生じる諸権利を特許庁に対して主張することができず、また、商標の登録所有者に送達される商標に関する全ての通信は、商標についての権原の承継人に対して効力を有するものとする。

第 12 条

何人も、権限を有する者の同意を得ることなしに、他人の事業に係わる名称、商号又は特別な識別表示を、商品又はサービスを識別表示するために使用することは許されない。

第 13 条

(1) 辞書、百科辞典又はそれに類似する参考図書に記載されている登録商標の複製が、当該商標の登録に係わる商品又はサービスの普通名称であるとの印象を与える場合において、商標所有者からの請求があったときは、その出版物の発行者は遅くとも新版の発行時まで、当該商標の複製に、それが登録商標である旨を付記するようしなければならない。

(2) (1)の規定は、電子的に記憶され、電子ネットワークを通じて公衆の利用に供される参考図書にも適用する。この場合は、参考図書における本質的内容変更は全て新版とみなす。

第 14 条

(1) 商標は、商標の登録に係わる商品又はサービスの全部又は一部について、及びオーストリア連邦領域の全部又は一部について、排他的又は非排他的ライセンスの対象とすることができる。

(2) 商標所有者は、ライセンス契約のうちの次に掲げる事項に違反した使用権者に対し、商標によって与えられている権利を行使することができる。

1. ライセンス期間
2. 登録により保護される、使用できる商標の形状
3. ライセンス付与の対象である商品又はサービスの種類
4. 商標の使用可能地域
5. 使用権者が製造する商品又は提供するサービスの質

第 15 条 [削除 ; BGBl .No.350/1977]

第 11 章 商標の登録，移転及び取消

1. 登録

第 16 条

(1) 商標登録簿は特許庁が維持管理する。

(2) 商標を登録するためには，特許庁に出願書類を提出しなければならない。商標が，画像的意匠を有さず，また，特定の書式を要求していない数字，文字又は語のみで構成されていない場合において，音響商標のときは，商標の複製は，記譜法又はソノグラフによる商標の音響表示と共に，データ記憶媒体による商標の音色表示を提出しなければならない。提出する商標複製の数，特性，寸法並びに，音響複製のために使用するデータ記憶媒体，及びフォーマット，サンプリング周波数，解像度及び演奏時間等の音響表示に関する明細は，命令をもって定める。

(3) 願書には，商標の使用対象である商品及びサービスを記載しなければならない(商品及びサービスの一覧)。商品及びサービスの一覧に関する詳細及びその提出部数は命令をもって定める。

(4) (2)及び(3)の規定に従って特許庁長官が発出する命令においては，商標に係わる登録手続及び登録，印刷及び公告の要件を考慮する。

第 17 条

(1) 登録するときは，次に掲げる事項を商標登録簿に記載する。

1. 商標

2. 登録番号

3. 出願日，及び優先権が主張されているときは，優先日

4. 商標所有者及び代理人が選任されているときは代理人の名称

5. 商標の使用対象である商品及びサービス。国際分類(改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定，BGBl.No.401/1973)に従って記載する。

6. 保護期間の始期

7. 該当する場合は，商標が識別性を獲得しているとの証拠に基づいて登録がなされた旨の注記

(2) 変更申請に基づいて登録をするときは，その旨を登録簿に登録する。さらに，次の規定を適用する。

1. (EC)規則第 40/94 号，第 108 条の規定による変更申請に基づいて登録をするときは，前記規則第 27 条の意味における共同体商標の出願日を(1)3.の意味における出願日とみなす。該当する場合は，前記規則第 34 条又は第 35 条の規定に従って主張された商標の先順位も登録簿に登録する。

2. 標識の国際登録に関するマドリッド協定の議定書，BGBl. III No.32/1999，第 9 条の 5 の規定による変更申請に基づいて登録をするときは，(1)3.の意味における出願日は，議定書第 3 条(4)の意味における国際登録日，又は議定書第 3 条の 3(2)の意味における領域指定の記録日とする。該当する場合は，議定書第 4 条の 2 の規定により商標が享受する優先順位も登録簿に登録する。

(3) 画像的意匠を有さず，また，特定の書法を主張していない数字，文字又は語のみで構成されている商標は，大文字又はアラビア数字で登録する。

- (4) (1)の規定による登録簿における登録事項について，商標所有者に庁の確認書を交付する。
- (5) 商標は，登録した後に公告するものとする。
- (6) 商標登録簿及びその内容を示す目録を，公衆の閲覧に供する。登録事項に関しては，請求することにより，認証謄本の交付を受けることができる。

第 18 条

- (1) 商標登録の出願をするときは，調査手数料(第 21 条)29 ユーロを含む出願手数料 69 ユーロ及びクラス手数料を納付しなければならない。クラス手数料は，商品及びサービスの一覧が 3 を超えるクラス数を含んでいないときは，15 ユーロとする。追加のクラスについては，クラスごとに 21 ユーロを増額する。
- (2) 商標が登録される前に，請求に基づき，保護期間に係わる手数料 145 ユーロ及び公告(第 17 条(5))のための印刷費用分担金を納付しなければならない(第 72 条(1))。
- (3) 出願が登録に至らなかったときは，(2)の規定による納付済の手数料は返還する。印刷費用分担金((2))についても同様とする。
- (4) とともに改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定，BGBl.No.400/1973，及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書，BGBl.III No.32/1999，の各々に基づく商標の国際登録出願については，国際事務局に納付する手数料に加え，国内手数料 87 ユーロを納付しなければならない。ただし，国内手数料については，国際登録を，標章の国際登録に関するマドリッド協定及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の両方に基づいて出願するときは，1 の国内手数料のみを納付するものとする。

第 19 条

- (1) 商標権は，商標登録簿に記載(登録)した日から効力を生じる。保護期間は，商標が登録された月の末日から 10 年をもって終了する。保護期間は，期限内に登録を更新((2)及び(3))することにより，更に 10 年を単位として延長することができる。新たな保護期間は，更新日に拘りなく，直前の保護期間が終了したときから計算する。
- (2) 登録は，363 ユーロの更新手数料を納付することによって更新する。
- (3) 更新手数料((2))は，保護期間の終了前 1 年以内及び当該期間の終了後 6 月以内に納付することができる。保護期間終了後の全ての納付については，20%の割増料を追加して納付しなければならない。

第 20 条

- (1) 全ての商標登録出願は，法律の遵守について審査する。
- (2) 審査の結果，商標登録を承認することに異論があることが明らかになったときは，出願人に対し，期間を指定して意見書を提出するよう求めるものとする。指定期間内に意見書を受領した後，又は指定期間が終了した後に，登録を承認することができないと認定したときは，その商標出願は，確定決定をもって拒絶される。登録に対する障害がないときは，類似性の審査(第 21 条)を行い，かつ，第 18 条(2)に規定した手数料及び印刷費用分担金が納付された後，その商標は登録される。
- (3) 登録を承認することについて第 4 条(1)3.，4.又は 5.の規定による異論がある場合において，拒絶の前に出願人からの請求があったときは，出願された標識は第 4 条(2)の条件に基づ

いているときに限り登録を受けることができる旨が、決定をもって裁決される。当該決定に対しては審判請求(第 36 条)することができる。

第 21 条

(1) 出願された商標については更に、特許庁がその部分的法的能力(1970 年特許法、BGBl.No.259、第 58a 条(1))の範囲内で、その商標が同じクラスの商品又はサービスについて先に出願され、登録されている商標と同一であるか又は類似している可能性があるかを審査する(類似性調査)。同一の又は類似している可能性のある商標については、出願人に通知を行い、同時に、出願した標識が承認できるものである場合(第 20 条(2))には、出願が特許庁によって指定された期間内に取り下げられない限り、これを登録する旨通知する。

(2) (1)の規定に基づく通知の有無は、該当する標識の保護範囲の判定には影響を及ぼさないものとする。当該通知には署名も庁の認証も必要としない。

第 21a 条

オーストリアにおける保護を要求する国際商標(第 2 条(2))については、当該保護に関する技術的及び組織上の所要の前提条件が満たされている場合、保護拒絶の通知をすることができる期間内に、類似性についての調査を行う。第 21 条の規定を準用する。

第 22 条

(1) 特許庁は、請求があれば何人に対しても、その部分的法的能力(1970 年特許法、BGBl.No.259、第 58a 条(1))の範囲内において、ある特定の標識が、商標であって、その個別の商品及びサービスが請求書に記載されているクラスに該当しているものと同一であるか又は類似している可能性があるかについて書面による情報を提供するものとする。当該情報提供については、第 21 条(2)の規定を適用する。その標識が登録商標であるときは、登録番号を指示することをもって足りるものとする。技術的及び組織上の所要の前提条件が満たされている場合は、類似性調査は出願標識、共同体商標及び共同体出願商標も対象とする。

(2) (1)の規定による情報提供は、1 回限り又は反復的に、すなわち半年、1 年又は 2 年ごとに提供できるよう請求することができる。定期的な情報提供を請求された場合は、1 月に、また、半年ごとのときは 7 月にも、発送するものとする。

(3) 請求をするときは、特許公報(1970 年特許法、BGBl.No.259、第 79 条)に金額が告示される対価を納付しなければならない。

(4) 情報提供の継続を放棄したときは、それに見合う金額を返還する。

第 23 条

(1) 出願人は、商標に係わる正規の出願日をもって、優先権を取得するものとする。

(2) 出願され又は登録された標識に係わる商品及びサービスの一覧は、後に拡張することができる。当該拡張には、標識の出願に関する規定を準用する。

第 24 条

(1) 政府間協定に基づいて認められる優先権又は(2)の規定による優先権は、明示して主張しなければならない。そのためには、優先権主張の基礎とする出願の出願日及び出願国を通知

しなければならない(優先権の申立)。更に、出願番号も通知しなければならない。

(2) 出願人は、優先権の承認に関する政府間協定の範囲に含まれていない出願当局に対して行った先の商標出願の日から 6 月の間は、オーストリアでされる後の出願に対して先の商標出願の優先権を保有するものとする。ただし、この規定は、後の商標出願が同一標識を対象としていること、及び前記の出願当局との間に個別の相互主義が存在していることが、BGBl における連邦経済大臣の公告によって宣言されていることを条件とする。当該優先権の要件及び効果は、産業財産の保護に関するパリ条約、BGBl.No.399/1973、第 4 条によるものと同じものとする。

(3) 優先権の申立書は、出願をしてから 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。この期間内においては、優先権申立書の補正を請求することができる。補正請求をするためには、出願の際に納付すべき手数料の半額に相当する手数料を納付しなければならない。

(4) 保護を受ける権利の付与又は維持が、優先権が適法に主張されているか否かにかかっているときは、その優先権を証明しなければならない。当該証明のために必要な証拠(優先権書類)及びその提出時期については、命令をもって定めるものとする。

(5) 優先権の主張が期限内に行われなかった場合、優先権書類が期限内に提出されなかった場合、又は特許庁から要求を受けたにも拘らず、優先権主張の基礎とする出願の出願番号を指定された期間内に通知しなかった場合は、優先権は、オーストリアにおける出願日によって定める。

第 25 条

(1) オーストリア又は外国における博覧会において展示した商品の識別表示として使用した商標は、第 26 条及び第 27 条の規定による優先権を享受するものとする。

(2) 第 26 条及び第 27 条の規定は、特に見本市又は商品市における展示物にも適用するものとする。

第 26 条

(1) 前記の保護は、連邦経済大臣が博覧会に対し、そこで展示される商品の識別表示として使用される商標について優先権保護の特権を承認している場合に限り、与えられものとする。

(2) この特権を取得するためには、博覧会主催者が申請をしなければならない。申請書には、主催者が求める優先権特権について決定をするために必要とされる事項を記載しなければならない。

(3) 申請は、政府間の義務に基づき保護を与えることが必要とされる場合又は申請が博覧会の経済的重要性により正当化される場合に、承認される。

(4) 優先権保護に係わる特権の承認については、博覧会主催者の費用負担において、「ウィーン新聞紙上の公報」及び特許公報に公告する。

第 27 条

(1) 当該保護は、商標を標示した商品が博覧会会場に搬入された日から、その商標が優先権を享受するという効果を有する。ただし、博覧会の閉会日から 3 月以内に、その商標を特許庁に出願することを条件とする。出願は、博覧会においてその商標を標示して展示した商品のみを対象としなければならない。

(2) 同一又は類似の商標を標示した同一又は類似の商品が同時に博覧会の会場に搬入された場合は、最初に出願された商標が優先権を有するものとする。

(3) 優先権は、明示して主張しなければならない。主張するときは、博覧会名及び商標を標示した商品の博覧会会場への搬入日を表示しなければならない(優先権の申立)。第 24 条(2)の規定の準用する。

(4) 優先権は、商標の複製、及び博覧会主催者が発行した証明書であって、商標を付して展示された商品及びその商品の博覧会会場への搬入日を記載しているもの(優先権書類)を用いて、証明しなければならない。

(5) 優先権申立書が期限内に提出されなかった場合、又は優先権書類が庁の要求に基づく期限内に提出されなかった場合は、優先権は出願日によって決定する。

2. 登録簿における変更

第 28 条

(1) 商標移転の登録、ライセンス権及び質権の登録及び取消は、当事者の一方からの書面による申請及び文書の提出に基づいて行う。文書が公的性質のものでないときは、文書には、権利執行人の正規に証明された署名を付さなければならない。質権の登録及び取消は、裁判所の要求によっても行う。

(2) 商標権に関する法的紛争、及び取消手続(第 30 条から第 34 条まで及び第 66 条)、移転手続(第 30a 条)及び商標権の無効について事後的確認を求める手続(第 69a 条)は、申請があったときは、商標登録簿に登録する(紛争に関する注記)。

(3) 前記規定の他に、1970 年特許法、BGBl.No.259、第 43 条(3)、(4)及び(7)並びに第 45 条(2)の規定を準用する。

(4) (1)に掲げた申請の各々については出願手数料と同額の手数料を、(2)の規定による申請の各々については 23 ユーロの手数料を納付しなければならない。

(5) (1)に掲げた登録事項は、申請があったときは、登録簿登録事項についての庁の確認書(第 17 条(4))に注記する。

(6) 商標の移転は公告される。

3. 取消

第 29 条

(1) 次に掲げる事情においては、商標を取り消すものとする。

1. 商標所有者からの請求があったとき
 2. 所定の期間内に登録が更新されなかったとき(第 19 条)
 3. 商標権が 1.及び 2.に掲げた理由以外の理由で失効したとき
 4. 無効部に提出された取消請求を承認する確定決定がなされたとき
- (2) 取消は、商標登録簿(第 17 条)に登録され、かつ、公告される。

第 30 条

(1) 現に効力を有している先の商標の所有者は、次に掲げる条件の何れかが存在しているときは、他の商標の取消を請求することができる。

1. 両方の商標及びそれらの登録に係わる商品又はサービスが同一であること、又は

2. 両方の商標及びそれらの登録に係わる商品又はサービスが同一であるか又は類似しており、そのため、後の商標が先の商標と観念的に結合される虞を含め、公衆に混同を生じさせる虞があること

(2) 現に効力を有しており、オーストリアにおいて名声を有している先の商標の所有者は、両方の商標が同一であるか又は類似しているが、類似していない商品又はサービスについて登録されている場合であっても、正当な理由のない後の商標の使用が、名声を有する商標の識別性又は名声を不正に利用するか、又はそれを毀損するときは、後の商標の取消を請求することができる。先の商標の名声は、後の商標の出願日、後の商標の登録について主張される優先日、又は該当する場合には先順位日までに確立していなければならない。

(3) (1)又は(2)の規定に基づく申請は、申請人が、後の商標が使用されているのを知りながら、連続して5年以上その使用を黙認していたときは却下される。この規定の適用は、後の商標の使用対象であった商品又はサービスに限定し、かつ、後の商標の出願が悪意でされていない場合に限る。

(4) (2)の規定に基づく申請が先の共同体商標を基礎としているときは、オーストリアにおける名声の証拠の代わりに欧州共同体における名声の証拠を提出しなければならない。

(5) 取消決定の効力は、保護期間の始期(第19条(1))まで遡及する。

第30a条

(1) 登録又は使用により、外国において標識に係わる権利を取得している者は、同一又は類似の商品又はサービスについて後日に出願された同一又は類似の商標を取り消すよう請求することができる。ただし、この規定は、当該商標の所有者が、現在又は過去において申請人の事業上の利益を守る義務を負っており、かつ、その商標を申請人の同意を得ず、かつ、正当な理由なく、登録していたことを条件とする。

(2) 取消決定の効力は、保護期間の始期(第19条(1))まで遡及する。

(3) 申請人は、(1)の規定による取消の代わりに、その商標を申請人に移転させるよう要求することができる。

第31条

(1) 自らが同一又は類似の商品又はサービスについて使用している無登録標識が、その無登録標識と同一であるか又は類似して有効性が争われる商標が出願されたとき既に、関係業界において申請人の事業に係わる商品又はサービスの識別表示として通用していた旨の証拠を提出する者は、その商標の取消を申請することができる。ただし、商標所有者がその商標を、申請人の事業による使用と少なくとも同期間、登録しないで使用していた場合は、この限りでない。

(2) 取消申請人が、登録商標の使用を連続して5年以上、その使用を知らず黙認していた場合は、申請は却下される。この規定の適用は、登録商標の使用対象であった商品又はサービスのみ限定し、かつ、登録商標の出願が悪意でされていない場合に限る。

(3) 取消決定の効力は、保護期間の始期(第19条(1))まで遡及する。

第32条

(1) 事業主は、自己の名称、商号若しくは自己の事業の特別な識別表示、又は当該識別表示

に類似する識別表示が、自己の同意なしに、商標として又はその構成要素として登録されている場合(第 12 条)で、かつ、商標の使用が、取引上、自己の事業に係わる前記の識別表示と混同を生じる虞がある場合は、その商標の取消を申請することができる。

(2) 取消を申請する者が登録商標の使用を連続して 5 年以上、その使用を知りながら黙認していた場合は、取消申請は却下される。この規定は、登録商標の使用対象であった商品及びサービスに限定し、かつ、登録商標の出願が悪意でされていなかった場合に限り、適用する。

(3) 取消決定の効力は、保護期間の始期(第 19 条(1))まで遡及する。

第 33 条

(1) 何人も、職権による取消理由の何れかを根拠として、商標の取消を申請することができる。

(2) 商標が、登録されるべきではなかったという理由によって取り消された場合は、取消決定の効力は保護期間の始期(第 19 条(1))まで遡及する。

第 33a 条

(1) 最低 5 年間、オーストリアにおいて登録されていたか又はオーストリアにおいて第 2 条(2)の規定による保護を享受していた商標が、オーストリアにおける取消申請日前 5 年の期間内に、商標所有者又はその同意を得た第三者によって、その登録に係わる商品又はサービスについての識別表示として誠実に使用(第 10a 条)されていなかった場合は、何人もその商標の取消を請求することができる。ただし、商標所有者がその不使用を正当化できる場合は、この限りでない。

(2) 商標の不使用が、登録に係わる商品又はサービスの取引に関する制限によるものであった場合は、その商標は(1)の規定に基づく取消を免れるものとする。ただし、当該標識の外国における真の使用又はその他の考慮すべき事情により、オーストリアにおいて商標保護を保証することの利益を認めるべき場合に限るものとする。

(3) 商標所有者は、次に掲げる時点以降に初めて開始した商標の使用を引証することができない。

1. 商標所有者又はその使用権者が、取消を申請する者に対して商標権について言及したとき、又は

2. 取消を申請する者が商標所有者又はその使用権者に商標の不使用を指摘したとき

ただし、1.又は2.に掲げた行為の何れかが初めて行われた日から 3 月以内に、取消申請が行われることを条件とする。

(4) 構成要素のみが登録の形態と異なり、商標の識別力が影響を受けない形態で商標を使用することは、商標の使用と同等とする。

(5) 使用((1))については、商標所有者が立証しなければならない。

(6) 取消決定の効力は、取消申請日から 5 年間遡及するが、保護期間の第 5 年度末日までを限度とする。

第 33b 条

(1) 商標が、その登録日後の所有者の行為又は無為によって、商標登録に係わる製品又はサービスについての一般名称となっている場合は、何人も当該商標の取消を請求することがで

きる。

(2) 取消決定の効力は、前記商標が慣用的標識(普通名称)となったことが証明された時点まで遡及する。

第 33c 条

(1) 商標が、その登録日後に所有者により又は所有者の同意を得て、商標登録に係わる商品又はサービスについて使用された結果、それらの商品又はサービスの種類、性質又は産地について公衆を誤認させる虞を生じさせている場合は、何人も当該商標の取消を請求することができる。

(2) 取消決定の効力は、前記商標についての誤認を生じさせる使用が行われたことが証明された時点まで遡及する。

第 34 条

(1) 出願人が出願時に悪意で手続をしていたときは、何人もその商標の取消を請求することができる。

(2) 取消決定の効力は、保護期間の始期(第 19 条(1))まで遡及する。

4. 所管当局及び手続

第 35 条

(1) 特許庁においては、商標の保護並びに第 VII 章の規定による地理的表示及び原産地呼称の保護に関する全ての事項について行う決定その他の処置は、それらの事項が特許庁長官、審判部又は無効部の管轄に属しているときを除き、これらの事項を委任されている法律部内において、業務分掌によって管轄することになる構成員の責務に属するものとする。

(2) 1970 年特許法、BGBl.No.259、第 58 条から第 61 条までの規定を準用する。

(3) 特許庁長官の命令により、特許庁の構成員でない職員に対し、法律部に属する一定の事項を処理する権限を付与することができる。ただし、これは、該当する事項の単純性を考慮すれば委任することが便宜であり、かつ、委任される職員が当該事項を適切に処理する能力を有している場合に限る。当該職員に対しては、商標の保護適格性並びに商品及びサービスの一覧の許容性に関する決定を下す権限を付与することはできない。当該職員は、法律部内の業務分掌に従って管轄する構成員の指示に従うものとする。当該構成員はいつでも、処理すべき事項を自己のために保留すること、又は自ら引き取ることができる。

(4) (3)の規定によって委任された職員による決定については、1 月以内に、法律部の管轄構成員に対し、理由を付した意見書を提出することができる。所定の期限内に意見書が提出された場合は、決定は無効とする。

第 36 条

法律部の決定に対しては、審判請求することができる。審判部の決定に対しては、通常の法的救済手段は認められない。

第 37 条

登録商標の取消を求める申請(第 30 条から第 34 条まで及び第 66 条)、移転に関する申請(第

30a 条)並びに商標の無効についての事後的確認を求める申請(第 69a 条)については、無効部が決定する。

第 38 条

- (1) 審判部及び無効部は、3 名の構成員から成る合議体によって決定を行うものとし、そのうちの 1 名を議長とする。議長及び他の 1 名の構成員は、法律職でなければならない。
- (2) 担当官による予備的決定、及び中間決定に対しては、独立した上訴の対象とすることはできないが、担当部門にその見直しを申請することができる。

第 39 条

- (1) 無効部の確定決定に対しては、最上級審としての特許商標最高審判所に上訴することができる。1970 年特許法第 74 条の規定を適用する。
- (2) 特許商標最高審判所は、その所長又は所長が不在のときは副所長を議長とし、5 名の構成員から成る合議体によって審理し、決定する。合議体の内訳は、議長、法律職構成員(1970 年特許法第 74 条(3))3 名及び技術職構成員(1970 年特許法第 74 条(4))1 名とする。議長は、合議体にグループ A の法律職公務員 1 名及び少なくとも 1 名の裁判官を含めるようにしなければならない。法律職公務員を担当官とするが、議長は、必要なときには合議体の他の構成員を共同担当官に任命することができる。
- (3) 1970 年特許法第 75 条(2)の規定を適用する。

第 40 条

- (1) 審判請求をするときは、その審判請求に係わる全ての出願商標又は登録商標について 65 ユーロの手数料を納付しなければならない。無効部が審理する申請(第 37 条)については 210 ユーロの手数料を、また、上訴(第 39 条)については 319 ユーロの手数料を、その申請(上訴)に係わる商標ごとに納付しなければならない。
- (2) 審判請求手数料(1)は、その審判請求が実質的に成功し、また、その手続が相手方なしに行われた場合は、返還される。無効部が審理する申請、又は上訴に関する手数料は、当該申請又は上訴を拒絶され、又はその手続が聴聞なしに終了したときは、その半額が返還される。

第 41 条

- (1) 特許庁及び特許商標最高審判所の構成員は、1970 年特許法第 76 条(1)に規定した条件に該当する場合は、手続に参加することができない。
- (2) 特許庁の構成員は、審判請求に係わる商標について、法律の遵守(第 20 条)又は類似性の審査(第 21 条及び第 22 条)に参加していた場合は、審判部の手続に参加することができない。
- (3) 次に掲げる事情においては、特許庁の構成員は無効部の業務に、また、特許商標最高審判所の構成員は同審判所の業務に参加することができない。
 1. 第 30 条の規定に基づいて商標の取消を求める手続、又は第 30 条に関連し、第 69a 条の規定に基づいて、商標の無効についての事後的確認を求める手続であって、構成員が当該商標に関する類似性の審査(第 21 条及び第 22 条)に参加していた場合
 2. 第 33 条の規定に基づいて商標の取消を求める手続、又は第 33 条に関連し、第 69a 条の規定に基づいて、商標の無効についての事後的確認を求める手続であって、構成員がその登録

に関する承認可能性についての決定に参加していた場合

(4) 1970年特許法第76条(4)及び(5)の規定を準用する。

第42条

(1) 手続については、後の条文に別段の定めがある場合を除き、前記規定の他に、1970年特許法、BGBl.No.259、第52条から第56条まで、第57b条、第58a条、第58b条、第64条、第66条から第73条まで、第79条、第82条から第86条まで、第112条から第126条まで、第127条(1)、(2)、(4)及び(5)、第128条第1文、第129条から第133条(2)まで、第134条、第135条、第137条から第145条まで、第165条、第169条及び第172a条(1)の規定を準用する。1970年特許法第132条(1)b.に規定した手続手数料は、出願手数料(第18条(1))と同額とする。

(2) 第17条(5)、第28条(6)及び第29条(2)に規定した公告は、オーストリア商標公報において行う。原状回復の許可は、その効果が商標権を回復させることにある場合は、オーストリア商標公報に公告する。

(3) 効力の有効性について争われている商標の所有者が指定期間内に反論書を提出しなかったときは、無効部は、更に手続を進めることなく、申請に従って、商標の全部又は一部の取消若しくは移転を命じるか、又は商標の全部若しくは一部の無効を事後的に確認するものとする。1件の手続において、商標の取消及び移転の両方が請求されていた場合において、申請書に別段の趣旨が示されていない限り、無効部は移転を命じるものとする。

第43条 - 第49条 [削除 ; BGBl.No.350/1977]

第50条

(1) 手続の当事者は手続に係る書類を閲覧し、また、それを複写する権利を有する。それ以外の者は、当事者の同意を得るか又は法律上の利害関係についての一応の証拠を提出したとき、その権利を有する。

(2) 書類が現に有効な商標に関連している場合は、何人もその書類を閲覧し、複写すること又は副本を作成してもらうことができる。

(3) 請求を受けたときは、特許庁は副本を認証する。

(4) 出願時点での出願商標の文言又は表示、並びに商品及びサービスの一覧は、それを請求した者に通知される。請求をした者は、次に掲げる事項に関して情報及び庁の証明を得ることができる。商標出願に係わる出願日、出願人及び(該当する場合は)代理人の名称、出願番号、主張されている優先権、優先権主張の基礎とする出願の出願番号、出願が現在係属しているか否か、並びに出願から生じる権利が移転しているか否か、及び移転しているときは、その移転先。

(5) 審議記録、及びファイルのうち内部手続のみに係わるものは、公衆の閲覧に供さない。営業又は事業の秘密に関連しているか、又はその他の正当な理由があるときは、ファイルの一部であって、情報として公衆の閲覧に供する必要のないものは、請求することにより、閲覧除外措置を受けることができる。

第 III 章 商標権侵害に対する民事法上の請求

第 51 条

商標に基づく自己の権利の何れかを侵害された者、又はその様な侵害が生じる虞があると考える者は、差止命令を求める訴訟を提起することができる。

第 52 条

(1) 商標侵害者は、本法に対する違反を構成する事情を除去する義務を負う。

(2) 被侵害者は特に、侵害者の費用負担において、商標を侵害する物品及び該当する場合は、模造商標の在庫(侵害物品)を廃棄すること、並びに、専ら又は主として商標権を侵害する物品を製造するために使用された器具、装置その他の手段(侵害手段)を、第三者の物権が侵害されないことを条件として、侵害目的上は使用不能にするよう要求することができる。

(3) (2)に掲げた侵害物品又は侵害手段が、その存在の継続及び被告による使用によって、原告の排他的権利を侵害することにならない部分を含んでいる場合は、裁判所は廃棄すること又は使用不能にすることを命じる判決書に前記の部分を表示しなければならない。判決の執行に当たっては、それらの部分はできる限り、廃棄し又は使用不能にはしないようにするものとするが、そのためには義務者が事前に関連費用を支払うことを条件とする。

(4) 執行手続中に、侵害手段を使用不能にする方がそれを廃棄するより多くの費用を要することが明らかになり、かつ、義務者が事前その費用を支払わなかった場合は、執行裁判所は当事者双方を審問した後、侵害手段の廃棄を命じるものとする。

(5) 違法状態を、(2)に掲げた方法以外の、資産を全く廃棄しないか若しくは軽度にする方法で除去することが可能な場合は、被侵害者はその種の方法のみを要求することができる。他の方法が侵害者に対して不当な負担を課すことになる場合に限り、商標を商品から除去するだけで足りるものとする。

(6) 侵害物品を廃棄するか又は侵害手段を使用できなくすることの代わりに、被侵害者は、侵害物品又は侵害手段を、その所有者に製造費用を超えない妥当な補償を行うことを条件として、被侵害者に引き渡すよう要求することができる。

第 53 条

(1) 商標の無許可使用によって侵害を受けた者は、侵害者に相当の補償を要求することができる。

(2) 有罪の商標侵害の場合、被侵害者は相当の補償の代わりに、次に掲げる事項の何れかを要求することができる。

1. 逸失利益を含む損害の賠償、又は
2. 侵害者が商標侵害によって実現した利益の引渡

(3) 商標侵害が故意又は重大な過失によって生じた場合は、被侵害者は、損害の証明をすることなく、(1)の規定によって支払われるべき補償金を2倍にするよう要求することができる。

(4) 被侵害者は、有罪の商標侵害から生じた、財産的損害によって構成されていない不利益についても相当の補償を請求する権利を有するものとするが、それは事件の特殊事情によって正当化される場合に限る。

(5) 同一の金銭的請求が複数の者に対して行われた場合は、それらの者は連帯して責任を負うものとする。

第 54 条

(1) 商標侵害が企業の従業者又は代理によって企業の業務遂行中に行われたか、又は行われる虞がある場合は、その企業所有者を対象として差止命令(第 51 条)の発出を請求することができる。その企業所有者が侵害物品又は侵害手段の所有者であるときは、当該企業所有者はそれに係わる除去義務(第 52 条)を負うものとする。

(2) 相当の補償を求める請求権の原因となった商標侵害が、企業の従業者又は代理によって企業の業務遂行中に行われたときは、補償金支払(第 53 条(1))及び計算書作成(第 55 条)についての義務は、企業所有者のみに適用する。ただし、当該企業所有者がその商標侵害を知らず、かつ、それによって利益を得ていないときは、この限りでない。

(3) 商標侵害が、企業の従業者又は代理が業務遂行中に犯した有罪行為によって生じた場合において、企業所有者がその商標侵害を知っていたか又は知っているべきであったときは、企業所有者は、従業者又は代理の責任に拘りなく、第 53 条(2)から(4)までの規定に基づく義務を負う。

第 55 条

前記以外の全ての事項に関しては、1970 年特許法、BGBI.No.259、第 119 条(2)(公衆の排除)、第 149 条(判決の公告) 第 151 条(計算書の作成)及び第 154 条(消滅時効)の規定を準用する。

第 56 条

本章に定めた差止及び除去の請求を保全するため、執行令第 381 条に定めた前提条件が満たされていないときでも、仮差止命令の発出を受けることができる。ただし、仮差止命令が 5 年以上登録されていた商標を基にするものであるときは、第 33a 条の規定による取消理由が存在していないことについて一応の証明をした場合に限り、その発出を受けることができる。

第 57 条

訴訟手続中に、そこでの決定が、侵害されたと主張されている商標権が本法の規定に従って有効であるか否かという先行問題に依存していることが明らかになり、かつ、裁判所が、訴訟手続の開始前又は訴訟手続中に、審理を受けるために当該先行問題が既に提起されている特許庁によって当該先行問題について法的に有効な決定がされるまで、その訴訟手続を中止した場合は、判決は特許庁の決定を基礎としなければならない。

第 58 条

(1) 先の登録商標の所有者が、後の標識がオーストリアにおいて使用されているのを知りながら、連続して 5 年間その使用を黙認していた場合は、当該所有者はもはや、先の権利を根拠として、後の標識の使用対象である商品又はサービスについて、その使用に反対することができない。ただし、後の標識の使用者が、その使用を開始したときに悪意であった場合、又は、後の標識が登録商標であって、その出願が悪意でされていた場合は、この限りでない。

(2) (1)の場合においては、後の商標の所有者又は後の標識の使用者は、先の登録商標の権利が当該の者に対して行使できなくなっている場合でも、先の登録商標の使用に反対することができないものとする。

第 59 条

(1) 事業上の発表又は通知であって、第 51 条の意味における差止命令の対象とされているものが、その義務者の権限に属していない出版物に発表されたときは、執行の許可についての管轄権を有する裁判所は、執行に係わる権利者からの請求に基づき、前記出版物の発行又は頒布に係わる企業所有者に対して命令(執行令第 355 条)を発出し、命令書送達後に刊行する出版物の全ての号、刷、版に前記の発表若しくは通知を掲載させないようにすること、又は、印刷物が前記の発表若しくは通知のみを掲載するものであるときは、その後の頒布を停止させることができる。

(2) 当該処置は、侵害を受ける虞がある者の申請に基づき、執行令の規定に従って執行令第 382 条の意味における仮命令としても行うことができる。第 56 条第 1 文の規定を適用する。

(3) 命令(執行令第 355 条)に対する違反を事由として申請人が有する損害賠償請求権については、第 53 条(2)1.及び(4)の規定を準用する。

第 IV 章 処罰することができる標識侵害

第 60 条

- (1) 商取引において商標を侵害した者は、裁判所が日割罰金額の 360 倍以下の罰金刑に処せられる。業として前記の行為をした者は、2 年以下の禁固刑に処せられる。
- (2) ある企業の名称、商号若しくは特別の識別表示、又はこれらの識別表示に類似する標識を、許可を得ずに、商取引において混同を生じさせる虞のある方法で、第 10a 条の規定による商品又はサービスの識別のために使用した者も、同様に処罰される。
- (3) 企業の所有者又は経営者は、その従業者又は代理が企業の業務遂行の過程において犯す(1)又は(2)の規定に基づく侵害を防止しなかったときは、処罰される。
- (4) (3)の規定による企業所有者が会社、協同組合、協会又は自然人でない他の法的主体であるときは、(3)の規定は、そのような不作為を犯した機関に適用する。科せられた罰金に関しては、企業所有者は有罪判決を受けた者と連帯して責任を負う。
- (5) (1)及び(2)に掲げた処罰規定は、侵害行為が使用者又は委任者の指示によって行われおり、従業者又は代理が経済的に依存しているため、行為の実行を拒否することを期待するのが合理的でないときは、当該の従業者又は代理には適用しない。

第 60a 条

- (1) 第 60 条に記載した違反行為は、被侵害者の請求があった場合に限り、起訴される。
- (2) 当該刑事訴訟手続は、第 1 審裁判所の単独の裁判官が管轄する。
- (3) 第 53 条の規定に基づく請求権の行使については、1975 年刑事訴訟法、BGBl.No.631、第 XXI 編の規定を適用する。損害賠償請求に関する判決に対しては、当事者双方が控訴することができる。

第 60b 条

商標及び標識の侵害に関する刑事訴訟手続には、本法第 52 条(除去)並びに 1970 年特許法、BGBl.No.259、第 119 条(2)(公衆の排除)及び第 149 条(判決の公告)の規定を準用する。商標侵害に関する刑事訴訟手続には、第 57 条の規定も適用する。

第 60c 条

第 9 条の規定に従って発出された命令に違反した者には、地方行政当局が 72 ユーロ以下の罰金又は 1 月以下の拘禁刑を科す。加重理由があるときは、両罰を同時に併科することができる。有罪判決のときは常に、関係商品の没収を命じるものとする。

第V章 代理人

第61条

(1) 特許庁又は特許商標最高審判所に対して代理人として手続をする者は、オーストリアに住所を有していなければならない。ただし、弁護士、特許弁護士及び公証人に関しては、それぞれの職業に関する規則を適用する。代理人は、委任状正本又はその認証謄本を提出することによって、授權を証明しなければならない。複数の者に対して委任が行われている場合は、各人が単独で手続をすることができる。

(2) 弁護士、特許弁護士又は公証人が手続をする場合は、授權への言及が書面証拠の提出に代替するものとする。

(3) 代理人が委任状なしに、又は(2)の場合においては、代理人に対する授權に言及することなしに、手続をした場合は、代理人が行った手続行為は、代理人に指定された相当の期間内に、代理人が正規の委任状を提出し又はその授權に言及したときに限り有効とする。

(4) オーストリアに住所及び営業所の何れも有していない者は、(1)に規定した要件を満たしている代理人を有する場合に限り、特許庁に対し、本法に基づく権利を主張することができる。特許庁の審判部及び無効部並びに特許商標最高審判所に対しては、弁護士、特許弁護士又は公証人によって代理される場合に限り、前記の権利を主張することができる。ただし、住所又は営業所が欧州経済地域(EEA)内にある場合は、本法に基づく権利を主張するためには、オーストリアに住所を有する者を送達代理人に指名することをもって足りるものとする。特許庁の顧客サービス及び情報提供サービスを利用するためには、代理人及び送達代理人の指名を必要としない。

(5) 弁護士、特許弁護士又は公証人に付与される、特許庁に対して代理行為をするための授權は、法の定めるところにより、それらの者に特許庁及び特許商標最高審判所に対して本法に基づく全ての権利を行使する権限を与えるものとし、その権利には、特に次のものが含まれる。商標出願をすること、出願を取り下げること、商標権を放棄すること、無効部の管轄に属する申請及び審判請求を行うこと及び取り下げること、並びに和解すること、あらゆる種類の書類の送達を受けること、庁の手数料及び相手方当事者が支払う手続及び代理人費用を受領すること、並びに復代理人を選任すること。

(6) (5)の規定による授權は、一定の保護の権利及び一定の手続における代理のみに限定することができる。ただし、その授權は、委任者の死亡又はその法的行為能力の変更によって取り消されることがない。

(7) 弁護士、特許弁護士又は公証人以外の代理人が商標の全部又は一部を放棄することも委任されている場合は、当該代理人は、その授權を明示しなければならない。

第61a条

JN(管轄規則)第83c条を補足し、次に該当する場所を、オーストリアに住所及び営業所の何れも有していない商標所有者の、全ての商標関連事項に係わる住所又は営業所の所在地とみなす。

1. 代理人のオーストリアにおける住所又は営業所、又は
2. 送達代理人のオーストリアにおける住所、又は
3. オーストリアに住所若しくは営業所を有する代理人又はオーストリアに住所を有する送達代理人がいらない場合は、特許庁の所在地

第VI章 団体標章

第62条

(1) 法人格を有する団体は、その構成員の商品又はサービスを特定するために使用が予定されており、かつ、それらの商品又はサービスと他の事業体の商品又はサービスを識別することができる商標(団体標章)について、登録出願をすることができる。

(2) 公法による法人は、(1)に記載した団体と同等とする。

(3) 本法の規定は、(4)及び第63条から第67条までに別段の定めがある場合を除き、団体標章に準用する。また、本法第4条(2)及び第31条並びに不正競争防止に関する1984年連邦法、BGBl.No.448、において無登録標識のために規定している法的効力も、無登録標識が関連業界において団体構成員の商品又はサービスに係わる特徴として認められている場合は、適用するものとする。

(4) (1)及び第4条(1)4.の規定に拘らず、団体標章は、取引において商品又はサービスの原産地を指定するために使用することができる標識又は表示のみをもって構成することができる。当該商標は、その所有者、又は規約により独立して訴訟を提起する権利を与えられているその団体の構成員に対し、第三者が、前記の標識又は表示を誠実な事業慣行又は取引慣行に従って使用している限り、商取引に使用することを禁止する権利を与えるものではない。特に、地理的名称を使用する権利を有する第三者に対しては、当該商標を反対の理由として使用することができない。

第63条

(1) 団体標章の出願には、団体に関する名称、事業所所在地、目的及び代表行為、団体標章を使用することができる者の範囲、使用条件、団体標章を不正使用した場合における使用の権利の喪失、並びに団体標章が侵害された場合における関係当事者の権利及び義務に関する情報を提供する規約を添付しなければならない。第62条(4)の規定による団体標章の場合は、その規約は更に、その商品又はサービスがその地域を原産地としており、規約に定められている団体標章の使用条件に該当している者は何人もその団体の構成員となることを許可するものでなければならない。後に規約を変更した場合は、特許庁に届け出なければならない。規約の変更は、届出の翌日からのみ、第三者に対して効力を有する。規約及びその変更は、各々2部を提出しなければならない。規約は、公衆の閲覧に供するものとする。

(2) 団体標章の出願手数料は、第18条(1)に規定した出願手数料の4倍とし、保護期間手数料及び更新手数料は、第18条(2)に規定した保護期間手数料の10倍とする。

第64条

特許庁は団体標章を登録するとき、商標登録簿及び当事者に交付する証明書に、第17条(1)に規定した事項を、次に掲げる補足及び変更を加えて記載する。

1. 登録番号の下に「団体標章」の表示を追加すること
2. 規約及びその日付について言及すること

第65条

(1) 団体標章は、第62条(1)又は(2)の意味における団体を対象とする場合に限り、移転させることができる。移転の申請には、新たな所有者の規約を添付しなければならない。第63条

(1)の規定を準用する。

(2) 団体標章の移転手数料は、第 18 条(1)に規定した出願手数料の 4 倍とする。

第 66 条

商標の取消に関する他の規定(第 62 条(3))に拘りなく、団体標章は、次に掲げる場合は、取り消されるものとする。

1. 第 62 条(1)又は(2)の意味における団体が、団体標章の所有者としてもはや存在しない場合
2. 団体が、その団体の一般目的又はその規約に反する方法で団体標章が使用されることを許可又は黙認した場合。特に、商取引において誤認を生じさせる虞のある方法での団体標章の使用は、不正使用とみなす。

第 67 条

団体が、団体標章の無許可使用に対して、現行規定に基づいて有する損害賠償請求権は、その構成員が被る損害も対象に含むものとする。

第 VII 章 地理的表示及び原産地呼称であって、1997 年 7 月 13 日の (EC) 規則第 1068/97 号、官報 (ABI.) No. L156, page 10, によって改正された、農産物及び食品に係わる地理的表示及び原産地呼称の保護に関する 1992 年 7 月 14 日の (EEC) 規則第 2081/92 号、ABI. No. L208, page 1, の規定によるもの

第 68 条

(1) 地理的表示及び原産地呼称について欧州共同体委員会が管理する保護された原産地呼称及び保護された地理的表示の登録簿への登録を求める申請及びその付属書は、特許庁に 3 部を提出しなければならない。

(2) 申請するためには、手数料 581 ユーロを納付しなければならない。

(3) 申請書の様式及び内容の詳細は、特許庁長官が発出する命令によって定めることができる。命令を発出するときは、最大限の有効性及び簡易性、並びに申請の公告についての要件を考慮するものとする。

(4) 申請書が所定の要件を満たしていないときは、申請人は、指定された期間内にその欠陥を修正することを求められるが、当該期間は、請求により、延長を受けることができる。修正されなかった申請は、決定をもって却下される。

(5) 申請が(4)の規定により却下された場合、又は申請が欧州共同体委員会に送付される前に取り下げられた場合は、(2)に定めた手数料の半額が返還される。

(6) 本章に別段の定めがない限り、本法の他の規定を本章の規定に基づく手続に準用する。

第 68a 条

(1) 審査の結果、申請が、地理的表示又は原産地呼称の共同体全域での保護に関する共同体の要件を満たしていると認められたときは、申請人の名称及び宛先、申請に係わる地理的表示又は原産地呼称、それを標示する農産物又は食品の種類、第 68c 条の規定による申請の場合は、説明書中の内容であって変更に係わる部分の名称、並びに(2)の規定に従って意見書を提出することができる旨の指摘が特許公報に公告される。それ以外の場合は、申請は、決定をもって却下される。

(2) 何人も、公告の日から 3 月以内に、申請についての意見書を特許庁に提出することができ、それは審査手続の一部となる。当該介入者は、それによって当事者の地位及び費用補償請求権の何れをも取得するものではない。また、介入者には、審査手続の結果は通知されない。期限に遅れて提出された意見書は考慮されない。

(3) 意見書が提出されなかった場合、又は提出された意見書に基づいて行った審査の結果、申請が地理的表示又は原産地呼称の共同体全域での保護に関する共同体の要件を満たしていると認められた場合は、申請人にその旨が通知され、かつ、申請書及び決定のために必要な関連書類が欧州共同体委員会に送付される。それ以外の場合は、申請は、決定をもって却下される。

第 68b 条

(1) (EEC) 規則第 2081/92 号第 7 条(3)の規定に基づいて予定されている地理的表示又は原産地呼称の登録に対する異議申立は、当該規則第 6 条(2)の規定により欧州共同体公報にその公告が行われてから 3 月以内に特許庁に提出するものとし、かつ、当該期間内に異議申立理由を説明しなければならない。理由を付した異議申立書及びもしあれば付属書類各 3 部を、所

定の期間の末日までに特許庁に提出しなければならない。

(2) 異議申立書においては、異議申立人の正当な利害関係が生じる事情を説明しなければならない。

(3) 期限外に提出された異議申立書、又は所定期間内に理由の説明が行われなかった異議申立書、又は(2)に定める説明が記載されていない異議申立書は、提出されなかったものとみなす。異議申立人には、前記について略式に通知する。当該通知の有無は、法的効力の発生に影響を及ぼさない。

(4) (1)及び(2)に定めた手続を実行するための期限が守られなかった場合、原状回復は認められない。

(5) (EEC)規則第 2081/92 号第 7 条(5)の規定による手続に関する管轄官庁は 特許庁とする。

第 68c 条

説明書変更のための申請書は、特許庁に提出しなければならない。第 68 条(3)、(4)及び(6)、並びに第 68a 条及び第 68b 条の規定を準用する。

第 68d 条

本章の規定による手続において、特許庁は、特に、連邦各省、地方公共団体並びに商工業関連の団体、機関及び協会の意見を求めることができる。

第 68e 条

正当な利害関係を説明できる場合は、特許庁は第 68 条から第 68c 条までの規定によるファイルの閲覧を許可し、写しの作成を認めるものとする。第 50 条(2)から(5)までの規定を準用する。

第 68f 条

(1) 商取引において、(EEC)規則第 2081/92 号、第 8 条又は第 13 条の規定に違反する行為をした者に対しては、保護された地理的表示若しくは保護された原産地呼称を使用する権原を有する当事者が、又は事業主の経済的利益を促進するための団体が前記の行為によって影響を受ける利益を代表している範囲において、又は連邦労働評議会、連邦商工会議所、オーストリア農業会議所常置会長協議会又はオーストリア労働組合連合会が、差止命令を求める訴えを提起することができ、かつ、それらの者に処分権が付与されている場合は、前記の規定に違反する状況の除去を求める訴えを提起することができる。第 52 条(2)から(6)までの規定を準用する。

(2) (1)に掲げた行為が有罪行為として行われた場合は、保護された地理的表示又は保護された原産地呼称を使用する権利を有する者は、第 53 条(2)、(4)及び(5)を準用して金銭の請求をすることができる。

(3) (1)において言及した行為の何れかが、従業者又は代理によって企業の業務遂行中に行われたか又は行われる虞がある場合は、(1)の規定により、その企業所有者を対象とする差止命令の発出を求める訴えを提起することができる。企業所有者が侵害物品又は侵害手段の所有者であるときは、当該企業所有者は(1)の規定による侵害状況除去の義務を負う。

(4) 従業者又は代理が企業の業務において(1)に定めた行為を有罪行為として犯した場合に

において、企業所有者が権利侵害を知っていたか又は知っているべきであったときは、その実行者が問われることがある責任には拘りなく、当該企業所有者に対して、第 53 条(2)及び(4)の規定に従い、損害賠償を請求すること及び計算書の提出を求めることができる。

第 68g 条

(1) 本章に規定する差止及び除去に関する請求権を保全するために、執行命令第 381 条に定めた前提条件が存在していない場合においても、仮差止命令の発出を受けることができる。

(2) 前記の規定の他に、1970 年特許法、BGBl.No.259、第 119 条(2)(公衆の排除)、第 149 条(判決の公告)、第 151 条(計算書の提出)及び第 154 条(時効)を、本章の規定に基づく民事の権利侵害訴訟に準用する。

第 68h 条

(1) 保護された地理的表示又は原産地呼称の使用に関する共同体法の承認された例外規定に基づいて正当化されていないにも拘らず、取引において、当該表示又は当該呼称について、次に掲げる行為の何れかを行った者は、裁判所により日割罰金額の 360 倍以下の罰金刑に処せられる。当該行為を業として行った者は、2 年以下の禁固刑に処せられる。

1. 説明書に記載されている製品とは異なるが、それに類似するものを特定するために当該表示又は呼称を使用すること、又は

2. 当該表示又は呼称を悪用若しくは模造すること、又は保護されている名称である旨の暗示をすること。なお、真の原産地を表示しているか、又は保護されている名称を翻訳しているか、若しくはその名称に「style」、「type」、「method」、「as produced in」、「imitation」その他類似の表現を付記していても、前記の規定は影響を受けない。又は

3. 当該表示又は呼称を、保護されている呼称の名声を不当に利用する方法で使用すること、又は

4. 当該表示又は呼称を、商品若しくはサービスの取引に関連して、又は自己の事業の識別のために、誤認を生じさせるような他の方法で使用すること

(2) (1)に掲げた方法で表示をした商品を市場に出し、流通させ、又はそれらの目的で前記の商品を輸入、輸出若しくは保管をする者も、同様に処罰される。

(3) 企業の所有者又は経営者は、その従業者又は代理がその企業の業務遂行の過程において犯す(1)又は(2)の規定による侵害を防止しなかったときは、処罰される。

(4) (3)の規定による企業所有者が会社、協同組合、団体、又は自然人でない他の法的主体である場合は、(3)の規定は、不作為の罪を犯したその機関に適用する。科された罰金については、企業所有者は有罪判決を受けた者と連帯して責任を負う。

(5) (1)及び(2)に定めた処罰規定は、従業者又は代理が使用者又は委任者の指示に基づいて前記の行為を実行した場合であって、その経済的依存のために、当該行為の実行を拒否することを期待するのが合理的でないときは、当該の従業者又は代理には適用しない。

第 68i 条

(1) 第 68h 条に掲げた違反行為は、保護された地理的表示又は原産地呼称を使用する権利を有する者からの請求があった場合に限り、訴追される。

(2) 第 68f 条の規定による請求権の行使については、1975 年刑事訴訟法、BGBl.No.631、第

XXI 編の規定を適用する。損害賠償請求に関する判決に対しては、当事者双方とも、上訴することができる。

(3) 刑事訴訟には、本法第 68f 条(1)による除去に関する規定並びに 1970 年特許法、BGBl.No.259、第 119 条(2)(公衆の排除)及び第 149 条(判決の公告)の規定を準用する。

第 68j 条

(1) 本章の規定に基づく訴訟及び仮差止については、訴訟金額に拘らず、商事裁判所を管轄当局とする。

(2) 本章の規定に基づく刑事事件の裁判権は、第 1 審裁判所の単独裁判官に属する。

第 VIII 章 共同体商標

第 69 条

共同体商標の登録出願は、ウルグアイ・ラウンドの枠組みにおいて締結された協定を実施するための(EC)規則第 3288/94 号、1994 年 12 月 31 日の ABI .No.L349、p83 によって改正された、共同体商標に関する(EC)規則第 40/94 号、1994 年 1 月 1 日の ABI .No.L11、p1、の第 25 条(1b)の規定に従って、特許庁に対して行うことができる。特許庁は当該書類にその受領日を記載し、出願書類を、検証することなく、前記規則第 25 条(2)に定められている 2 週間の期間内に、アlicantenにある域内市場における調和のための官庁(欧州共同体商標意匠庁)(商標及び意匠)に送付するものとする。

第 69a 条

(1) (EC)規則第 40/94 号第 34 条又は第 35 条の規定に従い、共同体商標出願又は共同体商標について、特許庁の商標登録簿に登録されている商標又は国際登録に基づいてオーストリアにおける保護を享受している商標の先順位が主張されており、かつ、先順位主張の基礎とされていた前記の商標が、所有者による放棄又は所定の期間内に更新されなかったことを理由として登録簿から抹消されたときは、第 30 条から第 34 条まで及び第 66 条に定められている取消理由を基にして、商標の無効について事後的確認を受けることができる。

(2) (1)の規定による申請は、共同体商標の登録所有者を対象として行わなければならない。

(3) 第 33a 条に関連して、(1)の規定に基づく商標の無効についての事後的確認を求める申請が行われたときは、それに係わる基準日は、第 33a 条(1)及び(6)に掲げた申請書提出日ではなく、先順位の基礎とされた商標について、所有者による放棄又は所定の期間内に更新されなかったことを理由とする登録簿からの抹消が効力を生じた日とする。

第 69b 条

(1) 特許庁は、(EC)規則第 40/94 号第 109 条(3)の規定に従って送付された共同体出願商標又は共同体登録商標に係わる変更の申請について、承認の可否((EC)規則第 40/94 号第 108 条(2))を決定する。

(2) 申請人は特許庁の要求に従い、2 月以内に次に掲げる事項を実行しなければならない。当該期間については、延長が認められる。

1. 出願手数料及びクラス手数料(第 18 条(1)、第 63 条(2))を納付すること
2. 第 16 条(2)の規定に従って、商標についての所要の表示、音響商標の場合は更に、データ記憶媒体による音響複製を提出すること
3. 変更申請書及びその付属書類が既にドイツ語で提出されていない場合は、変更申請書及びその付属書類のドイツ語翻訳文を提出すること
4. 変更申請人が、第 61 条の規定に従って、委任した代理人に代理をさせること又は送達受領代理人を指名することを実行していなかったときは、(EC)規則第 40/94 号第 110 条(3)(c)の規定に従って送達宛先を届け出ること

(3) 審査の結果、変更を承認することに対して異論があることが判明したときは、申請人に対し、特許庁が指定した期間内に、意見書を提出するよう求めるものとする。指定期間内に意見書が提出された後、又は指定期間の満了後に変更についての不承認が決定した場合、又は(2)の規定による要求が満たされなかった場合は、変更申請は、決定をもって拒絶される。

第 69c 条

(1) 変更申請は、国内商標出願と同様に処理するものとし、(2)に定める場合を除き、法律の遵守(第 20 条)について審査する。

(2) 変更申請が既に共同体商標として登録されている商標に関するものであるときは、その商標の法律の遵守(第 20 条)については審査しない。

第 69d 条

(1) (EC)規則第 40/94 号第 91 条(1)の意味における第 1 審の共同体商標裁判所は、係争金額に拘りなく、ウィーン商業裁判所とする。共同体商標裁判所が訴訟の管轄当局である法的問題については、仮差止命令についてもウィーン商事裁判所が専属管轄権を有するものとする。

(2) 共同体商標に関する刑事事件の裁判権は、ウィーン刑事地方裁判所に属する。

第 IX 章 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書による商標

第 70 条

(1) 国際登録を変更するための申請書には、その旨を表示し、国際登録番号を記載しなければならない。さらに、2 月の期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。当該期間については、延長が認められる。

1. 世界知的財産機関の国際事務局が発行した証明書の原本又は認証謄本であって、国際登録簿から取り消された日に、オーストリア共和国の領域において国際登録による保護の対象とされていた商標及び商品又はサービスを示しているもの、及び

2. 書類がドイツ語で作成されていなかった場合は、それら全ての書類のドイツ語翻訳文申請が前記の要件を満たさなかったときは、決定をもって拒絶する。

(2) 申請は国内商標出願と同様に取り扱い、(3)に定める場合を除き、法律の遵守(第 20 条)について審査する。

(3) 申請が国際登録に係わるものであって、その取消の時までに議定書第 5 条(2)の規定による保護拒絶のための期間が使用されることなく経過していた場合、それに係わる商標の法律遵守(第 20 条)については審査しない。

第 X 章 無資格代理業務の禁止

第 71 条

(1) 商標保護に関する問題に関し，オーストリアにおいて当該事項について，業として当事者を代理する資格を有していない者が，次に掲げる事項の何れかを業として行った場合は，無資格代理業務として有罪であり，地方行政当局が 4,360 ユーロ以下の罰金刑に処する。

1. オーストリア又は外国の当局に対して使用する提出物又は証書を作成すること
2. 意見を提供すること
3. オーストリアの諸当局に対して当事者の代理をすること，又は
4. 1. から 3. までに掲げた行為の何れかについて役務提供の申出をすること

(2) 法人についての代理行為であって，その法人と事業上の関係を有する他の法人の従業者によるものは，無資格代理行為とはみなさない。自然人は例外とし，他の法的主体は，法人と同等とする。

(3) 通常裁判所における無資格の法的代理行為の処置に関する特別規定は，本条の規定による影響を受けない。

第 XI 章 特別手数料

第 72 条

(1) 印刷費用分担金，並びに庁による文書作成，公告，証明及び認証，及び登録簿抄本に対する特別手数料は，規則をもって定めることができる。個々の手数料金額は 87 ユーロを超えないものとし，それを決定するときは，庁の業務に必要な人件費及び物品費を考慮するものとする。手続手数料が頁数又は葉数に関連する場合は，改正された 1970 年特許法，BGBl.No.259，第 166 条(10)の規定を準用する。

(2) 公告の申請，及び承認された場合に商標権に関する規定に基づく公告がされることになっている申請は，その関連手数料又は印刷費用分担金を納付しなかったときは，却下される。

第 XII 章 経過規定

第 73 条

1996 年 1 月 1 日前に善意で出願された商標に関しては，第 4 条(1)9.の規定は，法律の遵守に関する審査(第 20 条)及び第 33 条の規定による取消手続の何れに対しても適用しない。

第 74 条

連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行日前に登録された商標の所有者を対象とし，当該施行日に存在していた請求に関しては，第 32 条(2)に定めた 5 年の期間の進行は，当該連邦法の施行の時から開始する。

第 75 条

(1) 連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行前に，第 1 条，第 3 条，第 4 条，第 7 条，第 60 条又は第 66 条と結合して第 33 条の規定に従って行われた商標の取消を求める申請に関しては，連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行前に効力を有していたそれらの規定を引き続き適用する。

(2) (1)に掲げた連邦法の施行後，その前に登録された商標に対して第 33 条の規定に基づいて取消を求める申請をするときは，その申請は，(1)に掲げた連邦法の施行前に効力を有していた条文での第 1 条，第 3 条，第 4 条，第 7 条，第 60 条又は第 66 条と結合した第 33 条をその根拠とすることはできず，(1)に掲げた改正された連邦法の施行以後に有効な条文での第 4 条，第 7 条又は第 66 条と結合した第 33 条のみを根拠としなければならない。

第 76 条

第 33a 条の規定に基づく申請に関しては，それに関連する評価が 1994 年 1 月 1 日前に行われた商標の使用を対象とするものであるときは，連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行前に効力を有していた条文での第 33a 条の規定を適用する。

第 77 条

(1) 連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行前に提起された訴訟に関しては，連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行前に効力を有していた条文での第 III 章の規定を引き続き適用する。

(2) 連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行前に登録された商標の所有者又は前記の時までに使用が開始されていた標識の使用者に対する請求であって，連邦法，BGBl. I No.111/1999，の施行時に存在していたものについては，第 58 条に定めた 5 年の期間の進行は，前記連邦法の施行時に開始する。既に発生している時効は，この規定の影響を受けない。

第 XIII 章 最終規定

第 78 条

本法において選択されている形態での人に係わる全ての呼称は、女性及び男性に同等に適用する。

第 79 条

本法において他の連邦法の規定を指示しているときは、別段の定めがあるときを除き、その現行法の規定を適用する。

第 80 条

次に掲げる者が、本法の施行についての責任を有する。

1. 第 10 条, 第 10a 条, 第 10b 条, 第 12 条, 第 14 条, 第 23 条及び第 57 条に関しては, 連邦経済大臣及び連邦司法大臣
2. 第 6 条(2)に関しては, 連邦外務大臣の同意を得ることを条件として, 連邦経済大臣
3. 第 13 条, 第 51 条から第 56 条まで, 第 58 条から第 60b 条まで, 第 67 条及び第 68f 条から第 68j 条までに關しては, 連邦司法大臣
4. 第 72 条(1)に関しては, 連邦大蔵大臣の同意を得ることを条件として, 連邦経済大臣
5. 前記以外の全ての規定に関しては, 連邦経済大臣

第 81 条

(1) 連邦法, BGBl.No.418/1992, によって改正された第 18 条(1), (2)及び(4), 第 40 条(1), 第 42 条, 第 61 条, 第 69 条(1), 第 70 条並びに第 IX 章の見出しは, 連邦法, BGBl.No.418/1992, の公布後 4 月目の初日から施行する。

(2) 連邦法, BGBl.No.773/1992, によって改正された第 4 条(1)2., 第 9 条, 第 10a 条, 第 16 条(2), 第 17 条(4), 第 18 条, 第 22 条(3), 第 26 条, 第 28 条(2), 第 30 条, 第 30a 条, 第 31 条(3), 第 32 条, 第 33 条, 第 33a 条(3)及び(6), 第 33b 条, 第 33c 条, 第 37 条, 第 42 条, 第 60 条(1), 第 62 条(3), 第 70 条, 第 71 条及び第 72 条(1)は, 欧州経済圏に関する条約と同時に施行する。

(3) 連邦法, BGBl. I No.111/1999, による改正条文中, 第 2 条(3), 第 4 条(1)9., 第 17 条(2)1., 第 24 条(1), 及び, 第 69 d 条を除く第 VIII 章は, 1996 年 1 月 1 日に遡及して施行する。

(4) 連邦法, BGBl. I No.111/1999, による改正条文中, 第 17 条(2)2., 第 18 条(4)並びに第 IX 章は, 標識の国際登録に関するマドリッド協定の議定書, BGBl. III No.32/1999, がオーストリア共和国の領域に対して効力を生じるときに, 同時に施行する。

(5) 連邦法, BGBl. I No.143/2001, による改正条文中, 第 6 条(3), 第 18 条(1), (2)及び(4), 第 40 条(1), 第 60c 条, 第 68 条(2), 第 71 条(1)及び第 72 条(1)は, 2002 年 1 月 1 日から施行する。

第 82 条

本法の改正法に基づく命令は, 施行する法律を公布した後, 何時でも制定することができる。それらの命令は, 施行する条文が効力を生じるまでは, 効力を有さないものとする。